

議 事 録

議 題	令和5年度一般社団法人東京都中小建設業協会との意見交換会	
日 時	令和5年 12月21 日(木)13:00～14:30	
場 所	東京都中小建設業協会 5階会議室	
出 席 者	■(一社)東京都中小建設業協会	7名
	□東京都住宅政策本部	8名
配布資料	○令和5年度都営住宅建築工事発注状況一覧(令和5年 12月21日時点)	
議 事 内 容		
1. 挨拶・自己紹介		
2. 議題		
(1) 入札状況・年間発注予定について		
☐ 令和5年度都営住宅建築工事発注状況一覧の説明。		
☐ 入札不調となった大森北二丁目については、今年度再起工を行う。桐ヶ丘二丁目については、来年度に再起工を予定している。技術者育成モデルJVが2件、技術実績評価型総合評価方式が5件発注を予定している。		
☒ 最近応札業者が減っていないか。		
☐ 人気のある工事とそうでない工事と応札者の数も分かれているが、全体的に応札者は減っている。		
☒ 元請も協力業者も工事を選んでいる傾向はある。2024年問題もある。完全週休2日制は土日稼働で工期を合わせてきたが、それができなくなる。そうすると工事を選ばざるを得ない。週休2日も賃金がついていかないと職人の確保が難しい。材料単価も高騰している。インフレスライドで対応してもらっているが、型枠工も不足している。以前は土日でも職人の手配が可能だったが、今後はそれも無くなる。職人も日当払いだと給料の良い方に流れてしまう。		
☐ 発注に関して言えば、都営住宅の工事は受注したいと思う工事なのか。		
☒ 元々は受注したいと思う工事である。 ある程度規模の大きい工事でも、外構工事や特殊な杭工事があるなど、厳しい条件が重なると入札不調になる。発注情報が公表された段階で吟味している。		
☒ 最近は落札する顔ぶれが決まっている。普通に入札しても受注できない。ギリギリの経費で現場運営するくらいなら入札に参加しない。		
☒ 常連は慣れているため、なんとか現場運営ができています。無理にとっている業者もいる。		
☐ 型枠工については、万博などの影響がでているのか。		
☒ 万博工事の影響も出始めている。職人の絶対数が少ない。担い手がいないのはしかたないが、若者が建設業界に入っていないから、労働者が減っているのが現状である。		
☐ 今年度発注した桐ヶ丘二丁目の300戸近い工事が入札不調となった原因は何か。思い当たることはあるか。擁壁工事も含まれた大きな工事であることが原因なのか。		
☒ そうではない。昔は7・8億の工事、今だと10億以上の工事、中堅クラスが受注していたが、今はそのクラスが受注していない。		
☒ 中堅クラスも都営住宅の工事を受注する業者とそうでない業者がいる。中小でも都営住宅の工事を受注する業者とそうでない業者がいる。都営住宅の工事を受注するかどうかは、会社の受		

注体制が整っているかによるのではないか。

- ☐ 今年度発注した大森北二丁目の入札不調は、土壤汚染対策工事が含まれていることが原因なのか。
- 51 戸で戸数が少ないからかもしれない。
- ☐ 35 戸で落札している工事もある。
- 土壤汚染があると手続きなどが煩雑であり、遠慮することもある。
- 以前ある団地で第 1 期の工事を受注したので、第 2 期もやりたいが、会社の技術職員がいない。
- 協力業者も良い工事かどうかを選別している。今はより厳しく選別する。

(2) 週休 2 日制の導入について

- ☐ 来年 4 月以降契約する案件について、週休 2 日制で発注していきたい。現時点で契約している工事については検討中であるが、取扱いについてご意見をいただきたい。
- 週休 2 日とは土日閉所か。
- ☐ その予定。
- 週休 2 日の場合、工事費は割増しとなっているのか。
- ☐ 労務費を補正する。
- 機械損料の補正が無いのは、国の基準に沿っているからなのか。機械損料は見積によるので、期間が伸びると増額となる。
- 積上げで増額することはできないか。労務費だけの上乗せだけだと、週休 2 日では対応できない。
- ☐ 既契約の工事で週休 2 日へ移行するかは、受注者の希望により選択する方法を検討している。
- 工期が間に合わないという理由で残業して対応する場合、お金を払えばいいということではない。時間外労働の規制を超える可能性がある。
- 労働基準法では週 40 時間にすればよいが、週のうち一日休みがあるということは一日 8 時間労働ではなく 7 時間とか 7.5 時間労働とすれば問題はないけれど、発注者側が土日閉所として発注すると、このような対応もできなくなる。
- ☐ 契約済み工事は土曜日でも作業できた方が良いのか。
- それは、発注者側が決めた方が良い。
- 土曜日に作業しなければ、工期が間に合わない。逆に土曜日に作業することで間に合わせている。土曜日に作業しないと、下請との関係もうまく行かない。現実には厳しい。
- 工事の近隣挨拶で、土日の作業について厳しい意見がある。
- ☐ 厳しい状況であるが、国が時間外労働時間の上限を設定した以上、土日の閉所は原則だと言わざるを得ない。対応策はあるのか。
- 土曜日に閉所しないのであれば、一日に 6～7 時間しかやっていないという賃金体制だというしかない。
- ☐ 下請けの管理も元請がやることになるのか。
- 基本は自分の会社の社員が対象になる。
- ☐ 1 人親方の場合はどう管理されるか。
- 我々の工事では、1 人親方を使う工事はない。1 人親方は基本一人で仕事する。現場へ応援で入るのも本来は違反となる。
- ☐ 出向で現場に入る人については、労働時間管理はできないか。

- 管理はできない。法律が先にできたので懸念している。
- 若手から土日は休みたいとの意見はあるのか。
- 若手に現場へ来てもらうには、勤務時間を8時から5時までとし、土日休みで残業なしとしなければならない。極論から言えば、発注者側の対応として、工期が足りないなら、工期を伸ばし、金銭的にも配慮してくれれば良いのではないか。
これまで週6日働いて得ていた賃金が、週5日になるのだから、単純計算で労務費が1.2倍は必要であり、1.05倍では現場運営は難しい。
- 職人の給与の実態も知っていただきたい。最低でも労務費を1.2倍にしなければ、今後成り手はいなくなる。
- 都中建として就職活動者向けの合同説明会を実施しても、就職希望者はいないのが現状である。

(3) 書類削減等生産性向上の取り組みについて

- ASPを行うのであれば、国交省と同じレベルで行ってほしい。必要な書類をASPに登録する方法となる。検査も映像で確認することになる。紙は一切使用しない。配筋検査も遠隔臨場としてスマホでできる。その映像を保存することで済むように、建設局へもお願いしている。紙を一切使わないという方向で考えてもらいたい。
- 現場書類の整理は、事務作業員を雇っている現場もある。その費用もみてもらいたい。
- 建設局は書類作成期間分の工期延伸を認めてくれている。
都の工事の場合、設計変更書類を作成するのに時間がかかる。建築工事で設計変更が発生するのは基礎部分までが多いが、土木の場合、完了間際までである。現場作業員の作業軽減のため、建設ディレクター制度を活用してもらいたい。
昔は事務員がやっていたもので、建設ディレクターと名前変えれば、若い人も興味を持ってくれる。

(4) 工事現場における遠隔臨場について

- 来年度契約案件から本格実施できるように調整している。監督員の検査・立会い・事故対応・定例会などで活用していく。できない現場はないと思っている。採用した現場は成績評定に反映する。契約済みの現場も、途中からでも対応できるよう検討している。実施していく中で問題点を洗い出してもらいたい。
- 遠隔臨場でおこなった監督員の検査の動画を保存して、検査が完了したこととしてもらいたい。
監督員が取り組むだけでも、生産性は上がる。オール都庁で対応してもらいたい。建設業界としても協力していく。動画だと容量が大きいので、大容量データの共有ができれば書類削減につながると思う。

(5) その他

- 前回からお願いしている技術者育成モデルJV工事についてだが、第1グループは大手業者が構成員となる必要がある。中小も同じレベルの工事を行っているため、中小企業同士がJVを組めるようにお願いしたい。
令和5年度の優良表彰は大手が8社、中小が22社、点数としても大手が平均74点、中小が76点となっているので、ぜひお願いしたい。

- アスファルト防水の見直しもお願いしたい。臭いの問題、熱中症対策のためにも工法の見直しを
お願いする。